

	支援策	対象	概要	問合せ先
生活資金に困っている	1 特別定額給付金【国】 給付	基準日(R2.4.27)に住居基本台帳に記載されている方	・一律に国民一人あたり10万円を給付。郵送またはオンラインにより申請（高山市、中津川市、恵那市、下呂市を除き申請受付終了）	総務省 各市町村
	2 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】 貸付	新型コロナの影響により収入が減少した世帯	・据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付を実施。	県・市町村 社会福祉協議会
	3 住居確保給付金【国】 給付	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	・従来の離職、廃業後2年以内の者に加え、新型コロナ等の影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方に対しても対象範囲を拡大。 ・家賃相当額(例：県内町村における1人世帯の場合：上限29,000/月)を原則3か月間支給（一定の収入要件及び資産要件あり）。	社会福祉協議会等
	4 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金【国】 給付	休業中に賃金（休業手当）が支払われなかった中小企業の労働者	・支給額の算定方法：休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数） ・1日当たり支給額は、11,000円が上限。 ・雇用保険被保険者でない非正規雇用者も対象	厚生労働省
	5 県営住宅による支援【県】 その他	・県営住宅入居者及び新規入居者 ・居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	・県営住宅の家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また保証人が見つからない場合、保証人を免除。 ・解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供。	県住宅供給公社
子どもがいる方のために	6 子育て世帯への臨時特別給付金【国】 給付	児童手当を受給する世帯（0歳児から中学生がいる世帯）	・臨時特別の給付金（一時金）として、対象児童一人につき1万円を上乗せ支給する。	内閣府
	7 ひとり親世帯臨時特別給付金【国】 給付	児童扶養手当を受給するひとり親世帯等	・新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難に直面しているひとり親世帯の方への支援。 ・【児童扶養手当受給世帯等への給付】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円。 ・【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】1世帯5万円。	各市町村
	8 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）【国】 給付	委託を受けて個人で仕事をしている方（一定の要件あり）	・小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった保護者への支援。 ・就業できなかった日について、令和2年2月27日から3月31日までは4,100円/日（定額）、令和2年4月1日以降の日については、7,500円/日（定額）を給付。	厚生労働省
	9 県立高等学校の授業料減免【県】 その他	家計が困窮している家庭の生徒	・勤めていた会社が倒産するなど、自己都合によらない失業により、家計が著しく困窮していると認められる場合、授業料を減免。	県教育委員会

	支援策	対象	概要	問合せ先
子どもがいる方のために	10 公立・私立高等学校の奨学金返還猶予【県】 その他	家計が困窮している家庭の生徒	・経済的な事情により生活に困窮している場合、申請より最大1年間、奨学金の返還を猶予。	(公立) 県教育委員会
	11 公立・私立高等学校等奨学給付金【県】 給付	家計が急変した世帯	・家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税相当と認められる世帯に対して奨学給付金を給付。 ・(公立) 36,500円～129,700円 (私立) 38,100円～138,000円	(私立) 県環境生活部
	12 国立大学等の授業料減免【国】 その他	家計が急変した家庭の学生	・国立大学、国立高等学校等が行う授業料減免を運営費交付金で支援。 ・授業料減免等を実施した私立大学等に対しても、国が所要額の1/2を補助。	文部科学省
	13 企業主導型ベビーシッター利用者支援【国】 その他	民間企業等に勤務する方又は個人で仕事をしている方(一定の要件あり)	・新型コロナによって小学校等の臨時休業等になった場合に、企業で働く保護者や個人事業主の保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料金に対する補助(割引券2,200円/枚の支給)。	(公社)全国保育サービス協会
	14 私立高等学校等授業料軽減補助金【県】 補助	私立小学校、中学校、高等学校、一部の専修学校・各種学校に通う児童、生徒	・経済状況の悪化に伴う保護者の収入の急激な減少により、授業料の納付が困難と認められた児童・生徒に対して授業料を減免した学校へ補助。	県環境生活部
15 こそだて世帯住宅コロナ対策支援補助金【県】 補助	住宅ローンを利用し県内で住宅を建設・購入する子育て世帯	・子育て世帯の住宅建設等において、コロナ禍による経済的影響や新たな生活様式への対応に対し補助 ・補助額：最大231,000円/戸	県都市建築部	
新型コロナに感染したら	16 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】 その他	新型コロナウイルス感染症にかかった方	・感染症法に基づき、感染者の自己負担相当額を公費負担とする(国3/4、県1/4)。(患者が任意で特別療養室を利用した場合や所得が一定水準を超える場合などに一部自己負担あり)	厚生労働省
	17 傷病手当金【国】 給付	新型コロナに感染し、その療養のために働くことができない方	・傷病手当金は、医療保険の被保険者が、業務災害以外の理由による病気等の療養のため仕事を休んだ場合に所得保障を行う制度。 ・新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も申請することができる。	ご加入の医療保険の保険者
納税等の特例	18 国民健康保険料等の減免【国】 その他	感染症の影響により一定程度収入が下がった方	・国民健康保険、国民年金等の保険料の減免を行う。	各市町村
	19 納税猶予の特例【国】 その他	2月以降収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての方	・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。所得税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。	国税庁 各市町村
	20 税務申告・納付期限の延長【国】 その他	感染拡大により外出を控えるなど期限内の申告が困難な方	・申告所得税、個人事業主の消費税、市・県民税の締切りを、4月16日(木)まで延長しつつ、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告を受け。	国税庁 各市町村

支援策		対象	概要	問合せ先
納税等の特例	21 電気・ガス・電話料金、NHK受信料の支払猶予等【国】 その他	新型コロナの影響により、左記料金の支払いが困難な方	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、電話料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、国は各事業者に対し、料金の支払猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について柔軟な対応を要請しています。 	各事業者
	22 納税猶予の特例【県】 その他	2月以降収入が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての方	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税や不動産取得税について、無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。 	各県税事務所

<外国語での相談>

岐阜県在住外国人相談センター	058-263-8066	月～金9：30～16：30
可茂県事務所（ポルトガル語）	0574-25-1858	月～金9：00～16：00
（タガログ語）	0574-25-1858	月～金9：00～16：00
西濃県事務所（ポルトガル語）	0584-73-3520	月～金9：00～16：00